

# 中野区教育委員会会議録

令和7年第3回定例会

令和7年1月24日

中野区教育委員会

令和7年第3回中野区教育委員会定例会

○日時

令和7年1月24日（金）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時30分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 森 克久

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長  
渡邊 健治

保育園・幼稚園課長 藤嶋 正彦

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 岡本 淳之

○傍聴者数

11人

## ○議事日程

### 1 議決事件

- (1) 第12号議案 中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について  
て
- (2) 第14号議案 令和6年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について  
て
- (3) 第15号議案 教師用指導書等の買入れに係る意見について

### 2 報告事項

#### (1) 教育長及び委員活動報告

- ①1月 8日 中野区町会連合会「新年のつどい」
- ②1月13日 2025年中野区二十歳のつどい
- ③1月17日 小学校長会との意見交換会

#### (2) 事務局報告

- ①旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について（子ども・教育政策課）
- ②令和7年度に向けた不登校対策の検討状況について（中間）（指導室）
- ③中野区教育委員会と学習院大学との連携に関する協定について（指導室）
- ④令和7年度電子書籍アプリの試行導入について（指導室）
- ⑤GIGAスクール構想の推進における1人1台端末の更新について（学務課）
- ⑥区立学校の儀式的行事について（学務課）
- ⑦今後の区立幼稚園のあり方に係る意見交換会の実施結果について（保育園・幼稚園課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は岡本委員にお願いいたします。

本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りをいたします。

本日の議決事件の 2 番目、第 14 号議案「令和 6 年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」は、人事に関する案件ですので、非公開での審議を予定しております。

したがって、日程の順序を変更し、第 14 号議案の審議につきましては、日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、第 14 号議案の審議を日程の最後に行うことといたします。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田代教育長

初めに、議決事件の審査を行います。議決事件の 1 番目、第 12 号議案「中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

なお本件は、私、教育長の給料等に関わる案件になります。これは、自己の一身上に関する事案に該当することから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 6 項の規定により、私、教育長は、本件議事について、教育委員会の会議に出席することができませんので、ここで一時退室をいたします。

退室後の教育委員会の会議の進行は、教育長職務代理の平本委員が引き続き会議を主宰いたします。

それでは平本委員に会議の進行を引継ぎいたします。

よろしく申し上げます。

(教育長 退室)

平本教育長職務代理者

教育長職務代理者の平本です。ただいま教育長が退室されましたので、職務代理者として会議の進行を行います。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第12号議案「中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について」、説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、中野区長等の給料等に関する条例の一部改正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、意見を申し出る必要があるためでございます。

意見の内容は、区長から意見を求められました別紙の条例案につきましては、同意するというものでございます。

3ページの補足資料をごらんください。

このうち、教育長の給料月額の改定でございます。

現行88万2,800円を88万9,900円に改定するものでございます。

次に、教育長の期末手当の改定でございます。

6月分、12月分ともに現行100分の189を、改定後、100分の197に改定するものでございます。

施行日は令和7年3月1日でございます。

なお、本件が可決されましたら、区長へ意見を回答いたしまして、令和7年区議会第1回定例会に一部改正条例案を提出する予定でございます。

補足説明は以上でございます。

平本教育長職務代理者

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。念のためお聞きいたしますけれども、これは諸物価の高騰等で、他の職員の皆さん等と公務員全体の賃金の引上げという状況の中で、その一部として、同等の割合程度で行われるという理解でよろしいでしょうか。

子ども・教育政策課長

そのとおりでございます。

本件の内容につきましては、中野区の特別職報酬等審議会におきまして、現代の社会経

済状況、中野区の財政状況、それから特別区の人事委員会の勧告、これらに基づきまして、このような改定案が出てきているというものになります。

伊藤委員

報告書も拝見いたしました。大変丁寧にご審議いただけていると思えました。

ご説明ありがとうございます。

平本教育長職務代理者

ほかに質疑はございますか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第12号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平本教育長職務代理者

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

それでは、本件議事は終了しましたので、教育長は入室してください。

(教育長 入室)

平本教育長職務代理者

教育長が着席しましたので、会議の進行を教育長へ引継ぎいたします。

田代教育長

それでは、私が引き続き会議の進行をさせていただきます。

続いて、議決事件の3番目、第15号議案「教師用指導書等の買入れに係る意見について」を上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは第15号議案「教師用指導書等の買入れに係る意見について」の補足説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、教師用指導書等の買入れについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、意見を申し出るものでございます。

資料の2枚目をごらんください。

意見といたしましては、別紙案文について同意するとしてございます。

資料4枚目の「教師用指導書等の買入れについて」をごらんください。

1、「買入れの目的」ですが、区立中学校における学習指導用でございます。

2、「種類及び数量」は、教師用指導書489冊、教師用指導書及び指導者用デジタル教科書セット414点、指導者用デジタル教科書292点でございます。

3、「金額」は、3,907万1,780円でございます。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質問、意見がありましたらお願いいたします。

岡本委員

ご説明ありがとうございます。

質問なのですが、この冊数は、例えば、各学校に何冊ずつとか、そういった基準が決まっているものなのでしょうか。

指導室長

各学校、各種目1セットずつの購入を基本とし、その他不足分については各学校に購入希望調査をして、この数を出しているものでございます。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。

指導書は先生方が大変参考にされるものだと思いますので、必ず必要になるものかなと理解しております。

なお、指導者用のデジタル教科書というものは、昨今、電子黒板で映し出して、子どもたちに指示するとか、相互交流的な授業をするということがあると思いますが、そういった際に映し出すものと考えてもよろしいでしょうか。

指導室長

委員のおっしゃるとおりでございます。

岡本委員

今の伊藤委員の質問につなげてになるかもしれませんが、各学校で指導書をどれくらい、どんなふうに活用されているかということ把握していらっしゃるのか。また、支援等々していらっしゃるのかについて教えてください。

指導室長

活用率につきましては、今、ほぼ全ての教室で大きな電子黒板を活用しながら、黒板と同

じような形で先生方が使っているというのが現状かと思えます。そうした状況を、指導主事等が学校訪問の際に把握をしております。

何か支援をするというよりは、先生たちが今、当たり前のようにこれを使っているという状況で、逆に、この環境がなければ先生たちにとって非常に不便になってしまうというぐらい、日常化されている状況でございます。

田代教育長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第15号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

次に報告事項に入ります。

初めに、教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局からご報告をお願いします。

子ども・教育政策課長

それでは、ご報告いたします。

1月8日、田代教育長が中野区町会連合会「新年のつどい」に参加されました。それから1月13日、田代教育長が2025年中野区二十歳のつどいに参加されました。それから1月17日、田代教育長、平本委員、伊藤委員、岡本委員、村杉委員が小学校長会との意見交換会に参加されました。

報告は以上でございます。

田代教育長

各委員から、補足、質問、その他活動報告がございましたら、お願いいたします。

伊藤委員

私は1月17日の小学校長会との意見交換会に出席させていただきまして、「不登校の予防について」というテーマで、校長先生方とお話をさせていただきました。

特に、全体への予防といいますが、一次予防と言われるような、不登校という状況にならずに楽しく学校に通えるために、学校組織としてどういうことが可能なのか、校長先生だからこそできる支援が何かというようなことについてお話をいただいて、各校様々な取組や課題があることもわかりましたし、ぜひ組織的な視点で、校長先生だからこそできる支援、学校だからこそできる支援を、今後もお考えいただきたいと思いました。

それから、少し前になりますが、東京ミッドタウン八重洲というところにある「ヤエスク」という、中央区立城東小学校と一般市民が使える施設が、複合型になっているというところを見学してまいりました。

他区でもそういった複合型の大きな施設をつくっているところがございますけれども、中野区それぞれの学校がどういう場所に建っているか、また、建築の条件などございますので、随分と条件が違うのですけれども、一つ思いましたのは、動線を非常にうまく考えていて、一般開放が日常的にできるような、小さい学校ですので、子どもさんが使うスペースと、一般の方が使えるスペースを上手に組み合わせながら動線が考えられていて、今後はそういった工夫が、長期的な学校の運営に資するところもあるのかもしれないなと思いました。

以上です。

村杉委員

私も、先日の小学校長会との意見交換会の感想を述べさせていただきます。

私のグループは北のほうの学校も多かったのですが、スクールソーシャルワーカーの方がうまく連携をとりながら動いていらっしゃるということで、家庭から学校へうまく子どもを誘導されたというお話も伺い、うれしく思いました。

また、別室登校の場所の確保がなされている小学校は一校のみということで、まだ少ないことに驚きました。何とか場所の確保、または、保健室登校においても養護の先生の手が足りなく、もう少し養護教員の人数を増やしていただくなど、ご検討いただければと思います。

以上です。

平本委員

私も小学校長会との意見交換会に参加させていただきました。私のグループでは、主に不登校の予防について、各学校の取組や悩みなどを聞かせていただきました。

先ほど伊藤委員からもお話がございましたが、まずは一次予防が重要でありまして、日

頃から家庭との連携を強めて、アンケートや定例会なども活用し、不登校の兆候をできる限り早期に発見して、専門家やスクールソーシャルワーカーとも連携し、早めに必要な支援へつなげる体制づくりが求められると感じました。

また、担任の先生だけで対応するのではなくて、学校全体で子どもを見守る体制を整えていく必要があると思っておりますが、各学校で組織的に情報共有する体制づくりのためにご努力いただいているということを感じまして、その点は大変ありがたく思いました。

特に、初動が極めて大切だというお話が出ておりました。おっしゃるとおりでございまして、最初の先生からの働きかけの仕方や、学校からのアプローチを工夫することで早い段階で予防できるということを、学校全体できちんと認識共有していくことが大切だと思いました。

教育委員会としても、スクールカウンセラーの充実や、不登校相談窓口の設置など、環境整備支援は強化してきていると思しますので、こうした支援拡充の取組は継続して、各学校とも密に連携を図っていければと考えております。

また、終わった後に少し個人的にも考えたのですが、今後の取組の提案としては、子どもたちがもっと、自分たちには教育を受ける権利があって、その権利を使うことができるということを、主体的に学び、考える機会を用意できるとよいなと思いました。

自分たちが教育を受ける権利者であるということは、普段あまり意識しないと思うのですが、学校に行く義務ではなくて、権利があるということを小学生の時点で知っていて、実感できているということは、人権教育という観点でも重要だと日頃から考えております。

他方で、大人の側は子どもを主体に考える視点を常に持った上で、子どもたちの教育を受ける権利が保障されるように、そして子どもたちが学ぶ権利を学校という場所で使ってみてもいいかなと、一歩踏み出して思えるように、学校を魅力ある場所、空間にしていくことが求められると感じました。

もちろん、勉強や学びというのは学校以外の場所でも、1人でもできることではあるのですが、学校という場所だからこそ享受できる学びの魅力というものを、子どもたちに届けるためにどういう工夫ができるかということと、学校というコミュニティで、多様な仲間たちと一緒に学ぶことの楽しさや魅力を、どのような方法で伝えることができるかということも、私たちも考えながら試行錯誤していく必要があるように思いました。

もう1点報告したいのですが、先日、区内の小学校で実施されたセーフティ教室

に参加しましたので、簡単にご報告させていただきたいと思います。

私は小学校高学年向けの「スマホ・ケータイ安全教室」というものを見せていただいたのですが、動画を用いた、漫画のような事例を用いまして、ネット依存の問題や、オンラインゲーム等を通じた人間関係のトラブル、また、犯罪に巻き込まれるリスクなどについて、子どもたち自身で問題点に気づいてもらうという形式で進められておりました。こうした安全教室の開催は、ネットやスマートフォン等の上手な使い方を考えるための重要な取組だと感じました。

また、今回のように保護者も参加できるように、学校公開等に合わせて開催していただくことは、その後、各家庭でも親子でルールづくりなどについて話し合う貴重な機会になると思われましたので、各学校でも保護者との連携を強める工夫を引き続き進めていただきたいと思います。

以上です。

岡本委員

小学校長会との意見交換会についてです。

他の委員とも内容がかぶるところがあるのですが、登校渋りの初期対応ですね。30日以上不登校になっている子どもたちへの支援を丁寧に分けて考えたいというお話がありました。特に、とにかく登校渋りの段階での対応が肝要であるというお話がありました。

さらに、この不登校の基準である「30日以上」も、バラバラバラと30日以上になってしまっているのか、ずっと何年間も来られていないのか、それによっても全く支援の方法は変わってきます。いかに心を砕かれて対応をされているのか、校長先生方のお話からよくわかりました。

同時に、学校だからこそできる支援もありますが、学校だけではなかなか難しいケースもあること、そして、教育委員会事務局との連携ももちろん必要なのですが、それでもなかなか難しいケースがあるということもわかりました。行政全体として、福祉、医療、法律、心理、あらゆる分野で総合的に関わっていく必要があるのかなと感じました。

以上です。

田代教育長

ありがとうございました。ほかに各委員の方から追加のご報告とか、ございますか。よろしいですか。

それでは、最後に私から。

1月8日に町会連合会の「新年のつどい」に参加してまいりました。中野区の全町会長さんが参加されていました。町会活動では、幼児・児童がお祭りとか行事で面倒を見ていただいたり、また逆に、中学生はボランティアで参加したり、最近では総合防災訓練などでも中学生が参加したりしていますので、そのお礼を各町会長さんにしてまいりました。

それから、1月13日には「二十歳のつどい」がなかのZEROホールで行われました。今回の中野区の対象者は3,000名程度いるということで、ただ、当日のZEROホールに参加された方は、正確なところでは1,300名前後と聞いておりますけれども、2部に分けて、全員がZEROホールに来た場合に入り切れないので、2回に分けて行われました。

初めて参加したのですが、会の進行も役所の職員がするのではなく、実行委員を自分たちの中で決めて、実行委員が企画して全て行っていました。

今回は実行委員が希望した、なかやまきんに君という芸人の方が来てくださって、参加者に対してメッセージを送っていただきました。途中でイントロクイズをやったりとか、実行委員がみんなを盛り上げるような取組がされていました。

私が一番印象に残ったのは何かというと、最初に区歌を歌うところがあったのですが、肩を組んで区歌を楽しそうに歌っている姿を見て、やはり中野区歌というものが心に残っているのかなと改めて思いました。ちょうど自分が中学校長をしていたときの卒業生が二十歳になっていたので、終わった後も挨拶をしてくれて、とてもいい会になったと思っております。

<事務局報告>

田代教育長

それでは続きまして、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」ご報告をいたします。旅館業法第3条第4項の規定に基づきまして、保健所長から教育委員会への求めに対しまして意見の申出をいたしましたので、その状況について報告をさせていただきます。

令和6年10月から12月の期間に、旅館・ホテル営業につきまして5件ございました。

別紙をごらんください。

まず1件目でございます。

申請地は、中野区新井5丁目でございます。申請者は、株式会社フェニックスでございます。営業種別は、旅館・ホテル営業でございます。名称は、和灯&GIVE。客室及び定員は、1室6名。学校との距離は、令和小学校から40メートルでございます。

2件目でございます。

申請地は、中野区弥生町1丁目。申請者は、個人。営業種別は、旅館・ホテル営業。名称は、西新宿 雅亭。客室及び定員は、1室5名でございます。学校との距離は、中野本郷小学校から50メートルでございます。

3件目でございます。

申請地は、中野区野方6丁目。申請者は、有限会社シャオリン・トレーディング。営業種別は、旅館・ホテル営業。名称は、野方ホテル。客室及び定員は、1室4名。学校との距離は、北原小学校から32メートルでございます。

4件目でございます。

申請地は、中野区野方6丁目。申請者は、バタフライエフェクト合同会社。営業種別は、旅館・ホテル営業。名称は、Retro Sweet House Nogata。客室及び定員は、1室8名。学校との距離は、北原小学校から85メートルでございます。

5件目でございます。

申請地は、中野区弥生町1丁目。申請者は、個人。営業種別は、旅館・ホテル営業。名称は、たぬきの里。客室及び定員は、1室3名。学校との距離につきましては、中野本郷小学校から100メートルでございます。

最初の資料に戻っていただきまして、教育委員会からの申出につきましては、①から③に記載のとおり、意見を申し出るものでございます。

報告は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

大変学校に近いところもございしますので、ホテル営業だけではないですけれども、子どもたちにとって、よりよい環境を保全していくことはすごく大事だと思いますので、この三つの申出にもありますように、定期的に現地を巡回するなど、いろいろな工夫を重ねていただければと思いました。

以上です。

岡本委員

考え過ぎかもしれないのですが、学校の近くにこういう宿泊施設ができた場合に、例えば、宿泊のお客さん向けに、「子どもの写真とかを撮らないでください」みたいな案内ができないのかなと思いました。具体的にそういう事案を聞いたわけではないのですが、今、日本の学校教育を映した映画『小学校』がすごく海外ではやっているそうです。ポジティブな意味でなのですけど「本当に日本の子どもたちはこうやって整然と歩いて登校しているのだ。パシャッ」みたいなところはないかというのがちょっとだけ心配になりました。

チラシを置いていただくだけでもいいのですけども、そういうことも考えられないかと思いました。

以上です。

子ども・教育政策課長

営業許可を与える保健所と協議して、対応につきましては検討させていただきたいと思っています。

平本委員

ご説明ありがとうございました。実感として、ここ数年、この種の意見を求められる機会が増えているように思うのですけれども、現時点でほかのこれまでの施設等で、何か明らかな苦情や、私たちが把握しておくべき事案等がないかどうか、もしご存じでしたら教えてください。

子ども・教育政策課長

現時点で、私のところにそのような事案につきましては、報告等は上がっていないという状況です。

田代教育長

ほかにご質問、ご発言はございますか。

それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目、「令和7年度に向けた不登校対策の検討状況について（中間）」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「令和7年度に向けた不登校対策の検討状況について（中間）」のご報告をさせていただきます。

中野区立学校の不登校児童・生徒並びにその保護者に対して、よりよい支援を提供する

ために令和7年度に教育委員会が取り組む不登校対策の検討状況についてご報告をさせていただきます。

1、「(仮称)中野区不登校支援ガイドライン(素案)の策定について」でございますが、趣旨につきましては、教育委員会では、不登校支援の取組の方向性を学校や保護者、区民等に示すために、不登校対策アドバイザーを交えて検討を進めてまいりました。このたび、「(仮称)中野区不登校支援ガイドライン(素案)」を取りまとめましたので、報告をさせていただきます。

(1)区の不登校支援策の基本的な考え方でございますが、①目標は、これまでも様々なところでご説明しておりますので、お読み取りください。

②基本姿勢でございますが、学校に「行きづらい」、「行けない」要因は様々であり、誰にでも起こり得るものという認識を持つ。児童・生徒の甘えでも怠けでもなく、わかっても動けないという心の状況があり、不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の意味を持つこともあるという姿勢で、児童・生徒一人一人に寄り添うことといたします。

③支援の方向性ですが、学校教育を受ける機会、周囲の児童・生徒と交流や切磋琢磨する機会が減ってしまうことにより、社会的自立を目指す上で課題が生じ得ることを留意して適切な支援を行う。また、支援にあたっては、児童・生徒一人一人のニーズや児童・生徒本人がどうありたいのかという希望や願いを踏まえる。多様なニーズに応じるために学校や教育委員会だけではなく、福祉や医療の専門機関等と連携するとしてございます。

(2)ガイドライン(素案)の主な内容でございますが、①区が目指す姿として、現状と課題を整理し、支援の基本的な考え方を示す。②学校における未然防止、早期発見・対応、継続的な支援の方策を示す。③教職員や保護者の理解促進等の支援の実効性を高めるための取組を示すというものでございます。

(3)今後のスケジュール(案)でございますが、令和7年3月に教育委員会や子ども文教委員会に案を報告させていただき、策定をしていきたいと考えてございます。

続いて、2の教育支援室の運営体制等の見直しでございますが、趣旨はお読み取りください。

(1)新旧対照表でございますが、場所につきましては今年度と同じく、みらいステップなかの3階を利用いたします。開室時間は9時から16時まで延長いたします。内容は、これまでのものに追加をいたしまして、下線部を引いております、小集団学習ですとか探究活動、宿泊体験、レクリエーション、オンライン学習を行ってまいります。支援体制でご

ございますが、民間事業者からの派遣職員（4名程度）でございます。

(2)民間事業者から派遣される職員の配置でございますが、①業務責任者または副責任者を1名以上と、指導員として学校等における学習指導経験者または教員免許取得者を3名以上配置いたします。

(5)事業者選定でございますが、指名競争入札といたします。

最後に、(6)今後のスケジュール（案）でございますが、令和7年1月に公募を開始しまして、2月までに事業者選定作業を行い、3月に事業者を決定し、4月からの運用開始を目指して参ります。

続きまして、3、「中野区小学校不登校巡回支援員の設置」でございますが、趣旨といたしまして、中学校に設置している校内別室を小学校においても全校に設置するために、小学校を巡回する人員を配置することを検討しております。

(1)職務内容でございますが、指導室長および勤務した学校長の命を受け、次に掲げる職務に従事いたします。

①不登校児童の登校や学習の支援及び、教育相談に関すること。②不登校児童の保護者との連絡調整及び、教育相談に関すること。③学校における校内別室の環境整備に関すること。④学校および関係機関等における会議等へ出席すること。⑤その他、指導室長が必要と認めることとしております。

次に、(2)資格要件。次の各号のいずれかに該当する者といたしまして、①教育職員の普通免許状を有する者。②学校等において児童又は生徒に対し学習指導の経験のある者。③学校等において教育相談に関する実践経験がある者でございます。

(3)任用につきましては、地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員及び本職に関する設置要綱によるものとしまして、①支援員は5人とします。②支援員の選考は公募といたします。③選考の方法は、書類審査及び面接といたします。

(4)任期、(5)勤務態様につきましては、お読み取りください。

(6)今後のスケジュール（案）でございますが、令和7年1月に公募・書類審査を行いまして、2月に面接・決定をいたしまして、4月からの勤務開始といたします。

私からのご報告は以上となります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。

この報告につきましては事前に概要を伺っておりましたので、その際にも幾つか意見を述べさせていただいたところです。その後、先週、校長先生方とも意見交換をする中で、こういったガイドラインに盛り込むべきことについても幾つか気づいた点がございましたので、別途具体的にお伝えさせていただいたところです。

その上で、最初のガイドラインにつきましては、やはり専門機関のみならず、地域の諸機関と連携しながら、多くの人と一緒に子どもたちを支え、育てていくという方向性を明確にさせていただけた点がよかったと思っています。一次予防のお話が出ましたけれども、やはり元気に行きたくなる学校や地域をつくっていくというところを、ガイドラインにおいてもしっかり盛り込んでいただけたらと思っています。

そして、ガイドラインの主な内容のところに未然防止ということも書いていただきましたが、先ほどお話がありましたように、最初の行き渋り、あるいは行き渋りになる前、そういったところで、どんなふうにアプローチをするのがよいのかということもごございますので、校長先生方とのお話でも、そういったことについての、校内あるいは学校間での情報交換、あるいは研修等の重要性を感じましたので、そういったところについては丁寧にお書きいただけるとありがたいと思いました。

それから2番目の教育支援室の運営体制ですけれども、まずオンライン学習などを加えていただいてよかったと思います。これは、この令和7年度からというのを待たずとも、工夫していただきたい点だと思っています。

やはり学習、学びの保障ということがございますし、子どもたちにとっても、学校に行きたいけれど勉強が不安という、そういう思いを抱える方も少なくないと思いますので、お子さん、お子さんの興味や状況に合わせた形で、多様な学びができるような工夫が大変重要なものかと思っています。

それから、民間事業者ということで、ここは少し質問もあるのですが、入札ということだったかと思いますが、懸念いたしますのは、やはり、こういった人と関わる、しかも、非常に繊細な関わりが求められる部分でございまして、値段とか、そういうことだけでなく、質の面ということも大変重要になりますので、入札など業者決定の際に、そういう質の担保に関わる工夫があるようでしたら教えていただきたいと思いました。

あと最後に、不登校巡回相談支援員を小学校にもというのは、これは本当に早急に必要なことかと思っています。コロナ禍以降、小学校での不登校が急増しておりますが、従来

こういったことはなかったことですので、ご経験の少ない方もどうしても多いと思います。その中で、巡回支援員やスクールカウンセラーというのは大変大きな存在かと思っております。

その中で、この資格要件ですけれども、これは今後ご検討いただくための参考意見なのですが、教員免許の取得に関しまして、大学の様々なカリキュラムの中で、心理職の方が教員免許を事実上取得できないというようなことに現在なっております。心理職のカリキュラムが非常に大きいので、教職課程のカリキュラムと時間的に両立しないということがございます。そういったこともございますので、資格要件につきましては、不登校のお子さんへの対応の経験のある、しかし教員免許状のない方ですとか、いろいろな方がいらっしゃると思いますので、資格要件のところを慎重にお考えいただきながら、よい方に集まっていただけるような工夫をしていただけるといいと思いました。

以上でございます。

指導室長

ご質問のあった件についてお答えいたします。

入札に関しましては、まず前提として、入札に参加できるのが一定の資格を有している業者のみとなっております。それにつきましては、契約課で審査を行っているところがございます。

その上で私たちとしては、仕様書にこちらのやりたいことをしっかり盛り込んで、それが業者にしっかりわかるような形で表現をして、その仕様書に基づいて入札を決めていきたいと思っております。その仕様書を業者も確認しますので、ある程度のところでその質という部分は担保できるのかなと考えてございます。

伊藤委員

ぜひお値段だけではなくて、やはり、多少お値段は上がってしまうけれども、質の面で明らかによいということがあれば、合理的な範囲で結構ですので、ぜひ質の優先ということもお考えいただけると、実効性のある支援になっていくのではないかと思います。

以上です。

岡本委員

質問です。1枚目の①目標のところ、「社会的に自立することを目指す」とあります。

「社会的に自立」とは、具体的にどんなイメージか教えていただけますか。

指導室長

こちらにつきましては、まずは一人一人の子どもたちが自らの個性ですとか、可能性を最大限発揮して、その上で自ら望む姿になれるようにしていく。その上で、子どもたちが何かしら社会に参加をしていくということをイメージしております。社会の中で、何かしら自分のよさですとか、可能性などを発揮しながら過ごしていく。それが社会的自立と捉えてございます。

岡本委員。

ありがとうございました。よくわかりました。

方向性は違うかもしれないのですが、先日、教育センターの中にある、中野区若者フリースペースの「まごころドーナッツ」さんのお話を聞くことがありまして、その中で、その場所は、自分が主体となって自分の人生を決めていくための場所だとおっしゃっていました。経済的とか、社会的とか、そういう外部の要因ではなくて、自分が自分の人生の主役になれるかどうか。とてもいい表現だと思ったので共有します。

続けてもう一つ質問なのですが、③支援の方向性の1行目で、「学校教育を受ける機会、周囲の児童・生徒と交流や切磋琢磨する機会が減ってしまうことにより社会的自立を目指す上で課題が生じ得ることを留意して適切な支援を行う。」とあります。これだけを読むと、学校に行ったほうが良いという前提があるようにも読めてしまったのですが、ご説明をいただけますか。

指導室長

区の基本姿勢としては、学校に登校することのみを目標としているわけではないという前提に立った上で、ただ、学校の中で友達といろいろと関わる中で学び取ったりですとか、あとは教員と関わる中でいろいろと成長していく。例えば、家に引きこもってしまうと、そういう機会が失われてしまうと、そういった懸念があるということをごこの文章で示しておりまして、そういった懸念を何とか払拭して、社会的自立を目指してもらいたいという意味合いでこの文章を書いてございます。

岡本委員

そうであるとするならば、先ほどの登校を目標としていないのが前提であるということが、ここでもわかるようにしていただけたほうがよいかと思いました。学校に行けなくて人とのつながりが体験できない。それはもちろん貴重な機会が失われてしまうことですが、であるならば、学校以外の場所でこういった機会をつくっていくのかということも、ぜひ盛り込んで考えていただきたいと思います。

以上です。

村杉委員

(仮称)中野区不登校支援ガイドラインの作成に関しまして、意見を述べさせていただきます。

支援の方向性を明らかにして、現場の先生方や、家庭や社会がその生徒のために一体となって取り組んでいくための基礎をつくるという上では、大変重要な取組だと思っています。

医療現場でも、例えば、喘息のガイドラインなどがありますが、一定の治療の方向性を理解しつつ、ただ、その方その方で違いますので、その方に合った治療を組み合わせていくというようなことがよくあります。

不登校の方たちの背景も一人一人異なるということを踏まえて、やはり現場の声を反映させていただいて、多様なケースに柔軟に対応できるようないいガイドラインが作成されることを願っています。

また、3番の「中野区小学校不登校巡回支援員の設置」の件ですが、5名設置とありましたが、ぜひよろしく願いいたします。

また、先ほども申し上げましたが、養護教諭の先生の増員をもし、また検討していただける機会がありましたら、よろしく願いいたします。

以上です。

平本委員

ご説明ありがとうございました。

ほかの委員からもいろいろお話がありまして、重なるところではありますが、支援の方向性として、広く多様な支援機関や、また、地域とも連携していく方向性を今回明確に示していただいたということは、私も大変よいことだと思っています。

また、先ほども冒頭で述べましたが、行き渋り等の事例に対する初動が極めて重要だと考えておりますので、ガイドラインでも予防と初動に関する部分の取組の点は充実したものにしていただきたいと思いますと考えております。さらに、資料の中で、教育支援室の運営体制等の見直しも支援拡大方向となっております、よい点だと思っています。

1点質問ですけれども、教育支援室の開室時間を1時間長くしていただけるということで、よいと思っていますが、心理士の方は3名体制を維持するというのでありますので、開室時間を拡大することについてご理解いただいております、今の体制のまま柔軟に対応

していただけるという理解でよろしいでしょうか。

指導室長

委員のご認識のとおりでございます。

伊藤委員

基本的な考え方につきましても、実際のガイドラインの中には、また文言等お考えいただいて、よりよいものが掲載されると認識しております。

その上で、先ほどお話もありました点など、少し気になることをお話しするとすれば、自らの進路を主体的に捉えるということは、どのお子さんにとっても非常に難しく、小学生・中学生の段階で、自らの進路を主体的に捉えるということが発達段階としてもどのくらいできるのかということもございます。もちろん、できるお子さんもたくさんいらっしゃるけれども、まだぼんやりとしているというお子さんも、それで問題だということでは全くないのではないかなと感じます。

ですので、学校に今行けない、1回休んでいろいろなことを考える、あるいは休息する、あるいは状況を整えるというような段階にある方にとって、自らの進路を主体的に捉えるという目標はすごく大きな目標ではないかと思っておりますので、例えば、将来的に自分らしく社会に参加できるとか、何かもうちょっと言葉を考えていくことも、支援の体制をよりよくしていくためには大事ではないかと思っております。

こういった文言は親文書などがあると思うので、なかなか変えにくい面もあるのかもかもしれませんが、将来的に自分らしく社会に参加するとか、そういった言い換えは、中野区らしくすることは可能かと思っておりますので、お考えいただけるといいと思いました。

同じような観点で、支援の方向性のところも、先ほど岡本委員からのご指摘がありました、社会的自立を目指す上で課題が生じるという表現になっているのですが、そこをどうするか。課題という言葉にするのか、そのことが大きな不利にならないようにというような表現にするのか、どういう表現がよいのかは、私には、にわかにはわからないのですが、こういったところも丁寧にお考えいただけると、一人一人の方への丁寧な支援につながっていくのではないかと思われました。

全体といたしまして、先ほど来、初動が大事ということも出ていますが、やはり小学生、低学年の方、中学年の方、高学年の方、中学生の1年生、そして3年生、発達段階が全く違いますので、こういったことが必要かということは個人差だけでなく、発達の差というものもございますので、そういったことも踏まえた実効性のあるガイドラインにさせていただ

るとありがたいと思いました。

やはり小学校1年生にすること、同じことを中学校3年生にして、それが効果的なのかということをお考えいただければイメージしやすいかと思うのですが、多面的にご検討いただければと思います。

以上です。

岡本委員

1枚目の(2)「ガイドライン(素案)の主な内容」の③「教職員や保護者の理解促進等の支援の実効性」とあります。教職員の理解促進はまだわかるのですが、保護者の理解促進というのは、これはどういったケースを指しているのか、教えていただけますか。

指導室長

これについては、大きく分けて二つ内容があると考えています。

まずは、例えば、区で教育支援室、こういうサービスをやっていますというような、具体的な区ですとか、学校での取組をご理解いただくというものが一つ。

あとは、不登校のお子さんに向き合うときの基本的な姿勢みたいなものを盛り込んでいければと考えてございます。

岡本委員

ご説明ありがとうございます。わかりました。

1点目は本当に大事なことだと思います。

2点目についてなのですが、書き方次第では、保護者が我が子のことをよくわかっていなくて、それを教えられるみたいな受け止め方になってしまうのではないかと思います。

保護者支援は必要です。保護者はとても悩んでいます。でも、「それはあなたの理解不足ですよ」と言われることを保護者は多分求めていないです。まず、保護者が安定して落ち着く環境にあることが大切ですので、そういった姿勢がわかるような、実際にガイドラインをつくっていくときには、そういう文言にしていっていただければなと思いました。

細かいところなのですが、「切磋琢磨」という言葉があります。1枚目の(1)、③支援の方向性のところで、「切磋琢磨する機会が減ってしまう」とあって、あまり最近聞かないような気がするのです。一応、意味を確認したのですが、「学問や人徳をより一層磨き上げること。友人同士が互いに励まし合い、競争し合って、ともに向上をすること」とありました。「競争し合って」と、今、人と比べる必要はないのではないかと個人的には思います。

自分が主体的に生きる力をつけていくことがまず大事で、もちろんほかの人と一緒にや

るほうが頑張れるという人も、状況もあると思います。競争をすることが好きな子もいると思います。でも、人と一緒に価値をつくり出していく協働の時代なので、あまり切磋琢磨と言わないほうがいいのではないかと、個人的には思いました。

以上です。

伊藤委員

切磋琢磨も大事だし、協働も大事だし、盛り込んでいくと無限になってしまうので、そのところはお考えいただければいいのではないかと考えています。子どもたちにとっては競い合うことも楽しいことの一つかもしれませんが、「それはよくないことだから駄目だよ」と言ってしまうのはどうかと私は思っています。子どもたちが多様な体験をする。「ああ、負けてしまったな」と思うときもあるかもしれないし、「あの人すごいな」と思って学ぶこともあると思いますし、多様なことがあると思いますので、文言の選択には注意を払いつつも、より本質的なことが通じるように、よりよくお考えいただければと思います。

また、理解促進につきましても、理解を促進するということは「促進」ですので、不足だということをそのまま意味するということではないと私としては思っておりまして、先生方もお子さんのことを理解してくださっていますし、保護者の方も理解してくださっていますが、子どもは、子ども自身もわからないような自分というのがあるわけで、その中でさらにみんなでお互いのことを考えていこうということであれば、理解促進という言葉は悪い言葉ではないのではないかと個人的には思いました。

というように、やはり文言というのは解釈に幅がございまして、ぜひ丁寧に言葉を選択いただけたらと思います。

以上です。

田代教育長

ほかに質問、ご発言はございますか。

貴重な意見をたくさんいただいてありがとうございます。今後それを含めて検討していきたいと思っております。

それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の3番目、「中野区教育委員会と学習院大学との連携に関する協定について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは「中野区教育委員会と学習院大学との連携に関する協定について」ご報告をさ

させていただきます。

現在、中野区教育委員会と学習院大学は連携に関する協定を下記のとおり締結することを検討しているため、報告をさせていただきます。

1、協定の目的でございますが、教育委員会及び大学がそれぞれのもつ機能及び人的・知的資源を相互に活用して連携協力を図ることにより、中野区における教育及び大学における教育の発展充実に寄与するためとしてございます。

2、締結を予定している協定書等は4種類ございまして、(1)全体を網羅する意味合いの教職課程に関する協定書。(2)介護等体験の実施に関する覚書。(3)学校インターンシップの実施に関する覚書。(4)連絡協議会に関する覚書でございます。

次に、3、連携協力する事項ですが、(1)介護等体験とは、法に基づいて、教員免許状を取得する学生が、特別支援学校や社会福祉施設等において、7日間以上、障害者や高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行う活動のことでございまして、今回、区立小中学校の特別支援学級、または特別支援教室において、学習院大学の学生がこれらの体験を行う予定でございます。

(2)の学校インターンシップとは、学生が教育現場における就業体験を通じて、教育内容、教育方法、その他の学校教育に関する理解を深めるといったような大学における授業科目のことで、このたび学習院大学の大学院生が区立小中学校において就業体験を行う予定でございます。

4、協定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月1日までの1年間といたしまして、その後は年度更新を行ってまいります。

5、その他として、介護等体験、学校インターンシップの円滑な実施を図るため、これらについて協議する連絡協議会を設置いたします。

6、今後のスケジュール(案)ですが、令和7年3月に協定を締結し、4月から開始する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いします。

村杉委員

学習院大学は中野と地理的にも近いために、連携がとりやすいと思います。いろいろな取組が実現していくことで、子どもたちにとっても有益な経験となって、大変いいことだ

と思います。

以上です。

田代教育長

ほかにご意見、ご発言はよろしいですか。

それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の4番目「令和7年度電子書籍アプリの試行導入について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「令和7年度電子書籍アプリの試行導入について」ご報告をさせていただきます。

児童の読書環境の充実を図るため、電子書籍アプリの効果を検証する目的で下記のとおり試行導入を行います。

1、試行導入する電子アプリについてですが、(1)名称は「Y o m o k k a !」でございます。

(2)特徴は、①掲載書籍数 39 社、約 4,300 冊でございます。②同じ本を同時に複数人で読書可能でございます。③読書意欲を喚起するおすすめ本紹介ですとか、感想の記録共有などの機能を搭載してございます。

(3)導入校は小学校6校で、江古田小学校、北原小学校、武蔵台小学校、上鷲宮小学校、桃花小学校、中野第一小学校でございます。

(4)実施期間は、令和7年4月から令和8年3月末でございます。

(5)効果検証の視点でございますが、①児童の読書意欲の向上、②紙の書籍との併用、③教科等の学習での活用でございます。

(6)効果検証の方法は、①本アプリの稼働率、②学校図書館の利用冊数、③児童・教員・学校図書館指導員への意向調査、④学力調査の結果を考えてございます。

最後に、2の今後のスケジュール(案)でございますが、令和7年4月に導入いたしまして、10月から検証を始め、12月に検証結果の報告をする予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。事前にお伺いしたところでは、非常に評判がよいというか、子どもたちが楽しめるアプリで、実際に活用も多く、そのことで紙の本の貸出しも多くなるような事例もあるとお聞きして、そういったことであればよい取組かなと思いました。

これからどうなっていくのかわからないところがありますが、やはり、それこそ子どもたちが主体的に、こういったものは紙で読みたい。紙で読むとこういう感じがする。アプリだとこういうところがよい。こういうものはアプリで読みたい。あるいは同じものをアプリと紙と両方で読んでみたい。いろいろな活用の仕方があると思いますので、ぜひ検証のところではそういったことも含めて、丁寧に調査をしていただけるとありがたいと思いました。

また、そうしますと、それが今後の読書指導にもつながっていくのかなと思いますので、ぜひ、調査のところをしっかりとしていただければと思います。先般お話ししましたように、こういった調査についても倫理面で、しっかりした内容かどうかというのが問われる時代になっておりますので、ぜひ準備期間をかけて、また学校図書館指導員の先生などからのご意見も踏まえて、よりよい形での検証をしていただけるとありがたいと思いました。

以上です。

岡本委員

先日も倒産した出版社が非常に多いというニュースがありまして、私も同じ業界にいる者として、切実に受け止めています。電子であれ、書籍に親しむスタートを切ることができる子どもたちが増えるということには大いに期待をしております。

そして「Y o m o k k a !」という、環境が充実してしまうからこそ、その環境がなくなっでは読めなくなるというようにならないように、やはり同時並行で学校図書館指導員と連携しながら、学校図書館をいかに充実していくか。今後の読書に親しむ環境をいかに整えていくかということもご検討いただければと思います。

1点機能について質問なのですが、読書意欲を喚起する機能として、読破した冊数を記録できるような、そういった機能があるかどうか。その場合、冊数を積み上げることが目的になってしまって、パッパッパッと早くスクロールしてしまうようなことになっては元も子もないと思ひまして、そういったあたりも何らかのフォローが可能かどうかを教えてください。

指導室長

冊数を記録していく機能はございます。電子上の本棚みたいな形で、自分の読書記録が

残っていくというような形でございます。

子どもですので、当然、ゲーム性みたいなことを感じると、のめり込んでついつい本来の趣旨とずれてしまうということもございますので、そういったところは、やはり教員ですとか、学校図書館指導員が子どもたちの活用の様子をしっかりと見て、子どもの様子を見ながら指導をしていくということが重要かと思っております。

実は、紙の本でもスタンプラリー的な形でやると、子どもたちはどうしてもゲームのほうに目的がいつてしまうということもありますので、それは電子でも同じことだと思いますので、しっかり対応していくようにしてまいりたいと思っております。

平本委員

ご説明ありがとうございました。

すでに私費等で導入している学校もあって、一定の効果が出ているというお話も聞いたことがありますし、私も保護者の立場で、子どもがタブレット端末等を使って興味深く読んでいるところを見る機会がございましたので、大変よいことかなと思っております。

1点意見なのですが、効果検証の方法のところ、②学校図書館の利用冊数というのを含めていただいているのですが、学校外での読書機会の変化や、利用冊数の変化なども、もしアンケート等を通じて、保護者の意見等で集められるようでしたら、ぜひデータもとっていただきたいと考えております。

以上です。

村杉委員

一つ教えていただきたいのですが、学校図書館の大体の冊数と、このアプリの中に4,300冊とありますが、どのくらい違うのか。あとは、分野も大体学校の図書館と同じような内容であるのか。そのあたりを教えていただければと思います。

指導室長

学校の図書館の冊数につきましては、児童数に応じて違うところがあるのですが、正確ではないのですけれども、おおよそ8,000冊とかだったかなと記憶をしております。今回のアプリには4,300冊入ってございますので、割合的にはそれぐらいの比較となっております。

また、電子は順次追加されていくと聞いておりますので、さらに冊数としては多くなっていくかと思っております。

また、中に入っているものなのですが、文学的作品が多く掲載されているという

状況で、学校図書館などで貸出数の多い新書から、学校の国語の教科書に掲載されているような物語の本であったり、説明的な読み物であったり、そういったものが多く入っているということでございます。

田代教育長

よろしいですか。ほかにご質問はございますか。

それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の5番目、「G I G Aスクール構想の推進における1人1台端末の更新について」の報告をお願いいたします。

学務課長

「G I G Aスクール構想の推進における1人1台端末の更新について」報告いたします。

区では、国が推進するG I G Aスクール構想実現のため、児童生徒向け1人1台端末を令和2年度に5年間の賃貸借契約により導入し、来年度の令和7年度に賃貸借契約期間が終了することから、1人1台端末の更新を滞りなく進めるために、教育委員会情報システム委員会にて、小中学校教職員から意見聴取し、議論を重ねてきました。つきましては、令和12年度までの約5年間の次期1人1台端末に係る機種、周辺機器等の調達予定内容について報告いたします。

なお、端末更新にあたっては、東京都G I G Aスクール推進協議会に参画の上、共同調達の調整を進めているところでございます。

1、現状の整備内容は(1)から(3)のとおりで、i P a dを導入しております。

2、次期端末の整備内容ですが、引き続きi P a dを導入し、付属物品、ソフトウェアは記載内容を整備する予定です。

3、それぞれの選定理由ですが、i P a dについては、直感的な操作ができるので使いやすいこと。起動速度が他のOSより早いこと。他のOS端末より軽量であること。現在i P a dを使用しており、操作に慣れていることなどから選定しました。

ソフトウェアについては、「コラボノートEX」「SKY MENU C l o u d」は令和3年度から導入し、活用実践例の蓄積もあり、これらのアプリは区内の多くの教員と児童生徒が慣れ親しんだものであり、子どもたちの協働的な学びを促進しているため、引き続き導入することが必要であるとし、選定いたしました。

4、東京都G I G Aスクール推進協議会については、都内公立学校における1人1台端末の共同調達等のI C T環境整備やデジタル利活用等、学校教育の情報化を一層推進して

いくことを目的として設置されています。協議会の事業には、「都内公立学校における児童生徒の1人1台端末等の共同調達に関すること」が位置づけられており、共同調達にあたっては、調達する端末OSごとに部会を設定しており、中野区はiOS部会に参画しているところです。なお、他の部会はWindows部会、Chrome部会が設置されています。

5、計画の公表ですが、公立学校情報機器整備費補助金交付にあたり、以下の四つの計画の策定・公表が必要となっており、今年度中に公表する予定です。

6、今後のスケジュールについてですが、令和7年6月に端末リース契約を締結し、7月から1次キitting、10月から2次キittingを行います。令和8年1月から端末賃借を開始し、順次入替えを行い、3月には端末更新を完了予定です。

報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ありがとうございます。どうしてもこういった機器は、5年ごとぐらいに実際に見直しが必要になると思いますので、今回こういった共同調達という形で、更新がスムーズにできるということで、大変安心しております。

しかしながら、今後必ず5年経つと契約が切れますし、様々な変化で機種についても検討を余儀なくされることもあるかもしれません。そういったことを考えますと、共同調達ができるような仕組みとして、現在、東京都GIGAスクール推進協議会がございますけれども、こういった協議会の存続ですとか、補助金の継続ですとか、様々なこういったことを支える条件があると思いますので、ぜひそういったことについての情報収集をさせていただいて、5年後に必要なことを、また今から準備ができるということが大事になるのかなと思いました。

もしそれらについて、何か現時点でおわかりのことがあれば教えていただければと思いますし、特にないようでしたら、さらなる5年に向けての準備を早めにお進めいただけるとありがたいと考えております。

以上です。

学務課長

現時点で東京都のGIGAスクール推進協議会が、また5年後の令和12年度にも設置さ

れているかどうかというところは不明な部分がありますけれども、多分、他自治体を含めて、今、伊藤委員におっしゃっていただいた共通課題はあるかと思っています。

資金面もそうですけれども、やはり令和12年とか、その周辺に全国の自治体が一遍に更新をかけるということになると、端末の調達に関しても、やはり取り合いになってしまうところがあるので、補助金があるかどうかは置いておいたとしても、この共同調達というスキームはまた5年後に必要なのではないかと考えているところではあります。

そこは中野区だけで考えられるところでもないので、東京都ですとか、文部科学省を含めて検討が必要かと思っているので、引き続き注視していきたいと考えてございます。

岡本委員

ソフトウェアは現状どおりというご説明だったと思うのですが、これは学校現場の先生方の声も聞かれた上で決定されたのでしょうか。

学務課長

教育委員会の情報システム委員会にて、小中学校の先生方からお話を聞いた上で選定しているというところでございます。

田代教育長

ほかにご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の6番目、「区立学校の儀式的行事について」の報告をお願いいたします。

学務課長

「区立学校の儀式的行事について」の報告をいたします。

まず、令和6年度の卒業（修了）式でございますが、小学校におきましては、令和7年3月24日（月）午前10時から実施します。中学校におきましては、3月19日（水）午前10時から、幼稚園におきましては、3月18日（火）午前10時からでございます。

なお、開始時間でございますが、学校によって若干異なっているところでございます。

次に、令和7年度入学（入園）式でございますが、小学校におきましては、令和7年4月7日（月）午前10時半から、中学校は、4月8日（火）午前10時から、幼稚園は、4月9日（水）午前10時からでございます。

こちらも開始時間につきましては、学校によって若干異なっております。

最後に、令和7年度周年記念式典でございます。塔山小学校の100周年記念式典が、令

和7年11月15日（土）午前中に予定されております。

報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の7番目、「今後の区立幼稚園のあり方に係る意見交換会の実施結果について」の報告をお願いいたします。

保育園・幼稚園課長

それでは、「今後の区立幼稚園のあり方に係る意見交換会の実施結果について」のご報告をいたします。

かみさぎ幼稚園は令和10年に、ひがしなかの幼稚園は令和12年に、それぞれ建物の耐用年数の目安となります築60年を迎えます。

区立幼稚園のあり方につきましては、令和3年3月に当委員会についても報告したところでございますけれども、今後、施設整備を進めていくにあたり、改めて地域において意見交換会を実施いたしましたので、ご報告いたします。

1、かみさぎ・ひがしなかの幼稚園で開催した意見交換会の実施状況についてでございます。実施概要・主な意見でございます。こちらに記載のとおり、かみさぎ幼稚園につきましては、令和6年12月3日、ひがしなかの幼稚園につきましては、令和6年12月2日に意見交換会を実施いたしました。参加していただきましたのは、地元町会の関係の方と、在園児・卒園児保護者等の皆様です。

主な意見でございます。2、意見交換会で聴取した主な意見についてのところでございますけれども、かみさぎ幼稚園、ひがしなかの幼稚園、それぞれで意見交換会を実施いたしまして、いただいた意見については、資料に記載の内容でございますので、お読み取りいただければと存じます。

主な内容としましては、①幼稚園需要について、②幼児教育について、③小中学校との連携について、④預かり保育と給食提供について、⑤認定こども園化について。主にこの5項目について、いろいろとご意見をいただいたというところでございます。

3、今後の報告予定についてでございます。今後、この意見交換会でいただきましたご意見なども踏まえまして、区立幼稚園の建替え整備の考え方について取りまとめていきたい

と考えてございます。まず、今年度中にかみさぎ幼稚園の建替整備の基本的な考え方について取りまとめてご報告したいと考えてございます。

また、来年度におきましては、まず、かみさぎ幼稚園につきましては、この基本的な考え方に基づいて実際の基本計画を。また、ひがしなかの幼稚園につきましても、建替整備にあたっての基本的な考え方を取りまとめていきたいと考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

田代教育長

ただいまのご報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。

頂戴したご意見を拝見いたしましても、やはりこれまで一定以上のクオリティを持った教育を、先生方が尽力されてきたこと。また、地域に愛される園となっていること。そういったことが非常によく伝わってくると思いました。

また、園舎の建替えがあるわけですが、今申しましたようなことと連動して、園舎自体も長い年月をかけながら、周辺環境とともに、非常に魅力ある状況に今あると思っています。ですので、今後は、やはりそういった魅力を失うことがないように、単なる建替ということではなく、何が現状で魅力なのか、どういったことが長い年月の間、一定程度、あるいはそれ以上の教育環境を維持向上させてきたのか、丁寧に振り返りながらしていただけるといいと思いました。

それとともに、少し感じますのは、認定こども園化については、まだまだご不安の声が大きいかと思しますので、こども園もいろいろな種類があって、幼稚園という形を非常に強く残すという言葉がおかしいかもしれないのですが、幼稚園としての機能を中心にしたこども園、あるいはそうでないもの、いろいろとあると思しますので、そういったことも含めて、ご懸念いただいているところに対してどう現状のよさを維持できるのか。その見込みがあるのか。引き続き、きちんとしたご説明、あるいはご検討いただいて、工夫すべきところは工夫するというをさせていただければと思っています。

やはり、60年という長い月日の中で、これだけ成果を上げてきたということは、とても大事なことだと思いますので、ぜひ周辺環境や、園舎の環境、先生方のご実践、いろいろなことを含めて、また、保護者のご協力を含めて、総合的にご検討いただけるとありがたいと思いました。

以上です。

平本委員

ご説明ありがとうございました。

私もこの資料と意見を拝見しまして、区立幼稚園が果たしてきた役割というのが非常に大きく、保護者からも評価されているということを感じることができました。ですので、今後やはり丁寧に進めていく必要があるということ強く痛感しております。

他方で、私自身は子ども2人を幼稚園ではなく、保育園にお世話になった立場ですので、幼稚園との比較という視点で意見を申し上げることができないのですが、自身の経験の中では、小学校とのつながりを意識した教育的視点というのも保育園の中で感じておりましたし、園庭の畑で野菜を育てて収穫するという貴重な体験もさせていただくことができましたので、幼稚園のよさと保育園のよさをそれぞれ考えていきながら、もし認定子ども園化にするということであれば、やはりご不安やご懸念が大きいことをきっちりと理解した上で、幼稚園のよさが失われない方向に進められるように丁寧な検討が必要になると感じております。

社会情勢の変化や、保護者のライフスタイルの変化も予想されると思いますので、今の形で建て替えていくというのであれば、そうした将来的な変化に柔軟に対応できるような形で、設備の方向性を定めていくというようなこともぜひ、丁寧にご検討いただきたいと思いました。

以上です。

田代教育長

ほかにご意見、ご質問等はございますか。

よろしいですか。

それでは本報告は終了いたします。

ここでお諮りをいたします。

議決事件、第14号議案「令和6年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」につきましては、人事に関する案件を取り扱うこととなりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書」の規定に基づき、会議を非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

それでは、傍聴者の方々のご退室の前に、事務局から、次回の開催について報告をお願いします。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会でございますが、2月7日午前10時から区役所7階教育委員会室で行います。

なお、1月31日は幼稚園長会との意見交換会でございます。

また、諸事情によりまして、急遽休会となる場合がございますので、中野区のホームページでご確認をお願いいたします。

以上でございます。

田代教育長

それでは、恐れ入りますが、傍聴の方々は、ここで会場の外へご退室をお願いします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

田代教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第3回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時30分閉会